

手話言語法（仮称）制定を求める意見書

ろう者は耳が聞こえないがために、物の名前や抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現する手話を音声の代わりに用い、思考と意思疎通を行っている。

わが国の手話は明治時代につくられ、ろう者の間で大切に受け継がれて発展してきたが、明治13年の国際会議において、ろう教育では読唇と発声訓練を中心とする口語法を教えることが決議された。それを受けて、わが国でも昭和8年には、ろう学校での手話の使用が事実上禁止され、ろう者は口語法を押し付けられることになった。

その後、平成22年にカナダのバンクーバーで開催された国際会議において決議は撤廃され、平成23年8月に改正された障害者基本法において、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

しかし、この法律には「可能な限り」という留保がついており、罰則もなく、ろう者が手話で生活する権利を守るには、これだけでは不十分である。また、わが国においては手話に対する理解も不十分であり、手話を理解する人が少なく、ろう者が情報を入手したり、ろう者以外の者と意思疎通を図ることが容易ではないことが、日常生活、社会生活を送る上での不便やろう者に対する偏見及び差別の原因となっている。

このような偏見及び差別をなくし、ろう者の権利が保障され、ろう者としての尊厳を持つことができ、ろう者とろう者以外の国民が互いに理解し合い、共生していくことができる社会を築くためには、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に周知するとともに、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境を整備することが求められている。

よって、国においては、上記の内容を踏まえた「手話言語法（仮称）」を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月17日

衆議院議長	伊吹文明	殿
参議院議長	山崎正昭	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
文部科学大臣	下村博文	殿
厚生労働大臣	田村憲久	殿

神奈川県中郡大磯町議会議長 奥津勝子